

2026 年度

社会課題解決プロジェクト事業

公募型共同研究に係る公募要項

2026 年 8 月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

企画部

【目次】

1.	公募型共同研究について	
1-1.	公募型共同研究の目的	1
1-2.	公募型共同研究の概要	1~3
2.	申請要件	
2-1.	申請の形態	3
2-2.	代表者申請の要件	3~4
2-3.	申請における要件	4
3.	公募型共同研究の仕組み	5
4.	公募型共同研究実施に必要な条件	6
5.	公募型共同研究のスケジュール	7
6.	申請手続きおよび注意事項	8~10
7.	対象経費	10~12
8.	審査方法	12~13
9.	成果の報告	13
10.	知的財産権の取扱いについて	14
11.	留意事項	14~15
12.	申請に関するお問い合わせ	15

1. 公募型共同研究について

1-1. 公募型共同研究の目的

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）では、東京都が策定した「2050東京戦略」に描かれた東京の姿「ビジョン」の実現に向け、「社会課題解決プロジェクト事業」（以下「本事業」という。）を開始しました。

本事業の狙いは、都が2050年代の未来像からバックキャストの手法で設定した28の戦略を踏まえ、社会課題解決への貢献が見込まれる研究開発を推進するとともに、事業化※を支援することです。

このような背景のもと、「社会課題解決プロジェクト事業公募型共同研究（以下「本公募型共同研究」という。）では、都産技研との共同研究により関連する技術や製品開発を進め、事業化、市場への参入を促進することを目的としています。

なお、本公募型共同研究は、東京都予算に基づき実施するため、東京都議会における予算案等の審議状況により、2027年4月以降の実施内容に変更が生じる場合があります。

※事業化とは、本公募型共同研究の成果物の受注が開始され、収益が上がっていることを指します。

1-2. 公募型共同研究の概要

本公募型共同研究では、社会課題解決への貢献が見込まれる技術及び製品の研究開発で、東京都の将来ビジョンの実現に向けた28の戦略※¹のうち、主に「長寿（Chōju）」、「共生社会」などの実現に向けたウェルビーイングの向上に関連したテーマで、研究終了後概ね1年以内の製品化完了※²を目指した研究開発テーマを募集します。複数年型はこの限りではありませんが申請書に製品化の計画を明記してください。

本公募型共同研究は、都産技研が委託する共同研究として実施し、研究開発の必要経費（限度額内）を都産技研が委託費として負担するほか、研究開発の一部を分担（都産技研が保有する技術やシーズの活用等）します。本公募型共同研究は補助事業ではなく、都産技研が委託する研究開発事業です。申請する共同体に、ユーザー企業※³の参画は必須ではありませんが、参画を推奨します。

※¹戦略については下記の東京都ホームページを参照してください。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/2050-tokyo/>

※²製品化完了とは、本公募型共同研究で「開発した製品のカタログを作成し自社のホームページ等で開発品を継続的に告知すること」、もしくは「開発した製品のプレス発表等を行い広く社会に告知すること」を指します。

※³ユーザー企業とは、開発された製品やサービスを利用する側の企業を指します。

（1）本公募型共同研究の要件

「2050東京戦略」で示された取り組みに関連した社会課題解決を前提とした技術及び製品開発を目指した研究開発。

以下の（ア）から（エ）の要件を満たすものとします。

- （ア）主に「長寿（Chōju）」、「共生社会」などの実現に向けたウェルビーイングの向上に関連した研究テーマであること。

※例えば、以下のような研究開発テーマが想定されますが、必ずしもこれに限るものではありません。

- 誤嚥防止食の開発
- 介護用食具の開発
- ユニバーサルデザインに基づく車いす用シートの開発
- 音響技術を用いりハビリなど生活改善機器の開発
- ペットとの共生などを目的とした防音材料の開発
- 照明技術による生活環境改善用品の開発
- ヒューマンインターフェースの開発による障害者支援
- 模擬臭を活用した生活用品の開発
- 快適性評価に基づく介護用品の開発
- 機能性繊維材料を用いたウェアラブル製品の開発

(イ) 研究開発の目的を達成する上で、都産技研が保有する技術やシーズの活用が必要であること。※保有シーズについては下記ホームページを参照してください。

(<https://www.iri-tokyo.jp/research/seeds/>)

(ウ) 研究終了後概ね1年以内の製品化を目指していること。

※複数年型はこの限りではありませんが、申請書に製品化までの計画を明記してください。

(エ) 本公募型共同研究終了後、研究開発した試作品等を納品すること。

※開発品に係る所有権は、委託者である東京都立産業技術研究センター（都産技研）に帰属するものとします。

(2) 研究期間

①単年型： 2026年12月1日から最長1年間（2027年11月30日まで）

②複数年型： 2026年12月1日から最長2年間（2028年11月30日まで）

※複数年型は、後述する中間評価にて取り組みの実現性や課題解決が難しいと評価された場合、本公募型共同研究を中止することがあります。（9(1)参照）

（ただし、東京都議会における予算審議により研究期間が短縮する場合があります。）

(3) 委託費の対象期間

①単年型： 契約締結日以降2027年11月30日まで

②複数年型： 契約締結日以降2028年11月30日まで

（ただし、東京都議会における予算審議により委託費の対象期間が短縮する場合があります。）

(4) 委託費（上限額）

①単年型： 1テーマあたり1,200万円※（消費税・一般管理費を含む総額）

②複数年型： 1テーマあたり5,400万円※（消費税・一般管理費を含む総額
上限：2,700万円/年）

※審査の結果、申請額を下回る金額で採択する場合があります。

(5) 委託対象経費

研究開発に必要な経費については、上記（4）の上限額内において、都産技研が委託

費として全額負担します。ただし、委託費の対象となる経費には一定の制限があります。対象となる経費および経理検査については「7. 対象経費」を確認してください。

2. 申請要件

2-1. 申請の形態

①または②のいずれかの形態であること。

①東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える単独の中小企業者

②中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体
代表申請者は東京都内に登記簿上の事業所があり、国内に活動拠点を構える中小企業者に限ります。なお、共同体を構成する「代表申請者」以外の法人は「共同研究者」となります。

2-2. 代表申請者の要件

2026年6月1日現在でいずれかの要件を満たすこと。

① 東京都内に登記簿上の事業所があり、直近1年以上都内事業所で実質的に事業を行っている^{※1}中小企業者。

② 創業1年未満の場合、都内で創業し登記簿上の事業所があり、かつ国内に開発拠点を構える中小企業者。

業種の限定はありません。なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項であって（表1）、大企業^{※2}が実質的に経営に参画していない会社とします。

共同体で応募される場合、代表申請者は以下の要件を満たすことが必要です。

ア 共同体を代表して申請書を提出し、委託費を受領する代表企業であること

イ 共同実施する委託事業の中核として運営・管理する責任を負うこと

ウ 共同体を構成する企業等の役職員が代表申請者の役職員を兼務していないこと

エ 当該構成企業内において資本の出資関係がないこと

オ 採択決定後、都産技研及び共同体を構成する機関と委託事業及び研究実施に係る契約を締結可能なこと

※¹「実質的に事業を行っている」とは、登記簿謄本や開業届に記載されていた都内所在地において、客観的に都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。納税証明書等から総合的に判断します。

※²大企業の扱い

「大企業が実質的に経営に参画していない」とは、以下のすべてを満たす場合です。

➤ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していない。

➤ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していない。

➤ その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認め

られる場合を除く)

表1 中小企業基本法第2条における中小企業者の定義

業種	資本金及び従業員
(1) 製造業、建設業、運輸業、情報通信業（ソフトウェア業、情報処理、提供サービス業を含む）※ ³ その他の業種（下記以外）	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
(2) 卸売業	1億円以下又は100人以下
(3) サービス業	5千万円以下又は100人以下
旅館業	5千万円以下又は200人以下
(4) 小売業	5千万円以下又は50人以下

※³ 情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
		映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業

2-3. 申請における要件

(1) 共同体を構成する共同研究者の要件

共同研究者は、日本法人格を有し、日本国内に拠点を構える中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等であることが必要です。

(2) 重複申請の禁止

代表申請者または共同研究者が同一のテーマ・内容で国・都道府県・区市町村・その他支援機関等から助成等を受けている場合または受けたことがある場合は本公募型共同研究に応募することはできません。

(3) 外資系企業の参画

共同体メンバーとして、外資系企業が参画する場合には、日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発および営業販売を行う拠点を有する企業であることが必要です。本公募型共同研究では株式の50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します。

3. 公募型共同研究の仕組み

本公募型共同研究は図1の流れで実施します。代表申請者から申請された研究開発計画を都産技研社会課題解決プロジェクト事業推進委員会（以下、「推進委員会」という。）にて審査します。採択テーマ決定後、都産技研は代表申請者と委託契約を締結して共同研究を実施します。共同体での応募の場合は、委託契約に加え、代表申請者と共同研究者それぞれが再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の全機関と共同研究契約を締結します。

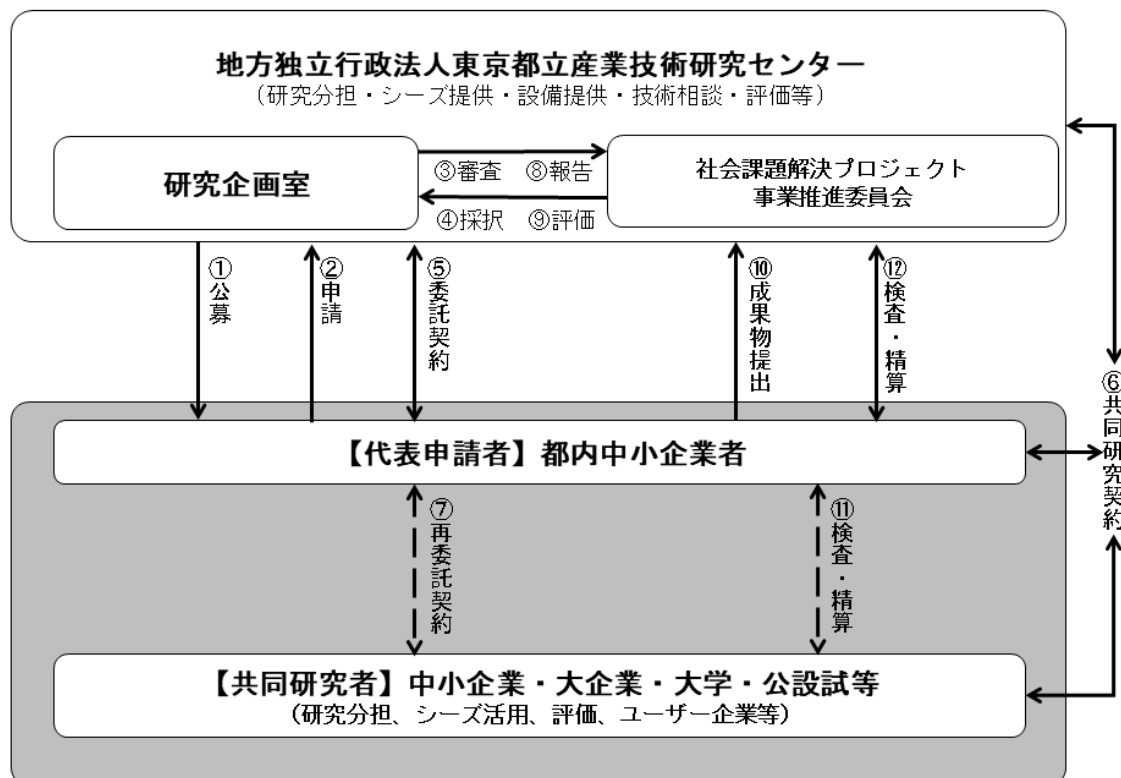


図1 公募事業の流れ

（1）委託契約

契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた本公募型共同研究の実施に係る契約です。都産技研と代表申請者との2者で締結します。

（2）再委託契約

契約金額、予算の配賦、実施計画について定めた、本公募型共同研究の実施に係る契約です。代表申請者と共同研究者との2者で締結します。共同研究者が複数ある場合はそれぞれと締結していただきます。なお、代表申請者が研究開発の全てを共同研究者に再委託することはできません。

※共同研究者の予算配賦額が0円の場合でも、再委託契約書の締結が必要です。（0円での再委託契約が困難な場合は必ず予算を配賦してください。）

（3）共同研究契約

都産技研のシーズや設備の活用、本公募型共同研究の実施に係る知的財産等の権利の取り扱いを定めた契約です。都産技研および代表申請者、共同研究者からなる共同体全員で締結します。

4. 公募型共同研究実施に必要な条件

(1) 事業化計画の明確性

本公募型共同研究では、中小企業者の技術及び製品の開発を促進するため、実現性の高い研究計画を募集します。原則として本公募型共同研究終了後、概ね1年以内の製品化を目指した「事業化計画」を有していることが必要です。※複数年型はこの限りではありませんが、申請書に製品化までの計画を明記してください。

(2) 代表申請者による研究の取りまとめ

代表申請者は申請した研究計画の遂行について責任を持っていただきます。代表申請者は、本公募型共同研究の責任者として、研究計画の実施管理や共同体を構成する法人間の相互調整等を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担う必要があります。また、代表申請者は、研究開発全体を統括・管理する「**研究開発責任者**」を置く必要があります。

(3) 公募事業実施の体制

本公募型共同研究の実施体制や管理体制が整っていることが必要です。研究開発に必要な知識、技術、経験、人員、設備等を有していること、本公募型共同研究に係る経理事務に必要な知識、経験、処理能力、人員等を有していることなどが必要になります。

(4) 国内での研究実施

研究開発（実証実験等を含む）は全て日本国内で行う必要があります。

(5) 倫理審査の実施

人を対象とする研究（個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集する研究）については、研究実施先の倫理審査会等の承認を得ることが必要になります。研究・調査手法は問わず、直接的には人体等に影響・負担を与えない、アンケート調査やインタビュー調査でも、倫理審査の対象となります。

また、医療・介護・福祉分野等で被験者を対象とした実証実験については、実証実験先の倫理審査会等の承認を得ることが必要になります。

なお、倫理審査の対象となるかについては、個別相談等でご相談ください。

(6) 以下の全てに該当すること

ア 同一テーマ又は内容で、都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）

イ 本公募型共同研究への申請は一グループ一回とすること。

ウ 同一テーマ又は内容で都産技研が実施する他の事業に重複申請※および併願申請※していないこと。

※都産技研が実施する「2026年度第1回共同研究」「2026年度第2回共同研究」は除きます。ただし同一テーマ又は内容にて複数の研究事業で採択となった場合は、契約締結できるのはいずれか一方の研究に限ります。

エ 過去に都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けている者については、不正等の事故を起こしていないこと

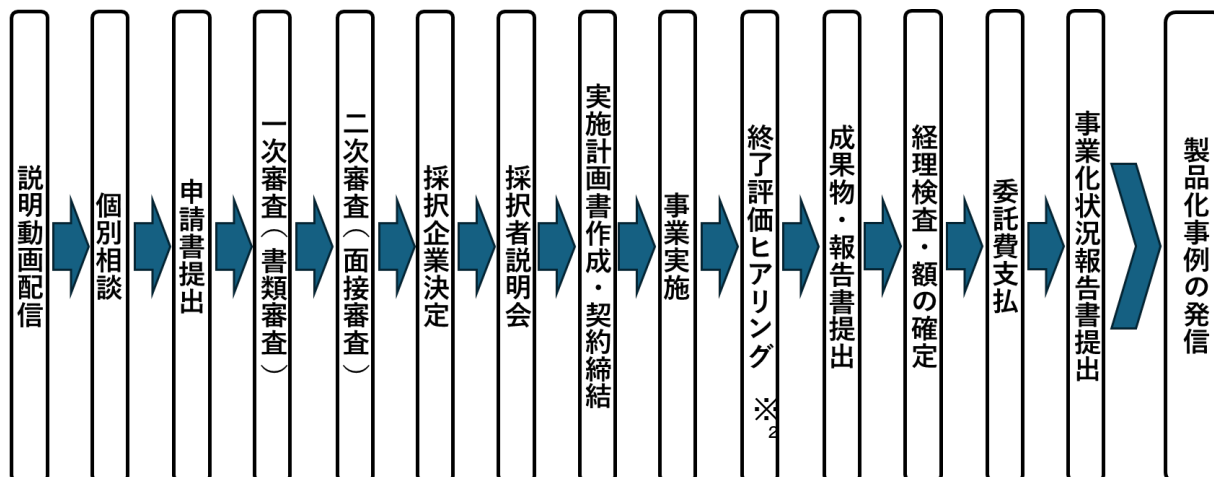
オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本公募型共同研究の継続性について不

確実な状況が存在しないこと

カ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと

キ その他都産技研が公的資金の委託先として適切でないと判断されるものでないこと

5. 公募型共同研究のスケジュール※¹



※¹スケジュールについては状況により変更する場合があります

※²複数年型については研究期間中に中間評価を実施します。

日 時	事 項
8月中旬（予定）	説明動画配信
8月10日から9月7日	個別相談
8月31日から9月14日	申請書提出
9月下旬から10月中旬（予定）	一次審査（書類審査）
10月下旬から11月上旬	二次審査（面接審査）
11月上旬（予定）	採択者決定
12月1日から	研究開始

6. 申請手続きおよび注意事項

本公募型共同研究への応募は、都産技研ウェブサイトに掲載されている申請書様式を用いて、下記の申請書一式を都産技研に提出してください。

(1) 申請書類

申請書一式は、原則A4サイズとし、片面印刷したもの1部と、CD-RまたはDVD-Rに格納した電子媒体を提出してください。(電子媒体のみでも可とする。)電子媒体は、審査で利用しますので、必ず提出してください。(電子媒体のファイルは必ず下記の表と同じタイトル順にPDFで並べてください。)

※ 申請書類に不備(電子媒体の不足、ファイル名相違含む)がある場合、審査での評価点に影響があるため、ご注意ください。(特に決算報告書については、別表を添付していないケースが多いのでご注意ください。)

※ 決算報告書、定款、登記簿謄本は代表申請者のものを提出してください。

※ 共同研究者については提出の必要はありません。

✓ 01_研究計画書(様式1) 採択後、本書類を基に、実施計画書を作成いただきます。 ※実施計画書は、1年間の研究内容の詳細を記したものです。契約書に添付されます。
✓ 02_経費積算表(Excelのままで可とする)
✓ 03_研究計画書の概要資料(研究計画書の概要や製品化・事業化の見込みについてA3用紙1枚にまとめた資料を作成してください。指定様式はありません。)
✓ 04_研究計画書の補足資料(研究計画書に記載できないイメージ図等があれば作成してください。提出必須の書類ではありません。)
05_直近2期分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・別表一～十六・勘定科目内訳明細書・受付通知(電子申告のみ))※事業開始1年未満の場合は事業代表者の直近2年分の納税証明書を提出すること。
✓ 06_定款
✓ 07_登記簿謄本(発行日3ヶ月以内のもの)
✓ 08_チェックリスト

(2) 説明動画配信

本公募型共同研究の公募説明会は実施せず、その内容を収録した動画を配信します。

なお、この説明動画は公募に係る内容、契約に係る手続き、提出書類等についてまとめたもので、本公募要項と同一のものです。

日時：2026年8月中旬(予定)

都産技研ウェブサイトにて動画配信いたします。

※申請期間最終日の9月14日(月曜日)まで公開いたします。

(3) お問い合わせ

本公募型共同研究のご不明点については、本公募型共同研究の応募サイトからお問い合わせください。

(4) 個別相談

応募にあたり、個別相談は必須条件です。個別相談の実施期間は以下のとおりです。都産技研ウェブサイトへ必ずお申し込みください（事前予約制・対面のみ）。

申し込み順に受け付けしますので、希望日が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

2026年8月10日（月曜日）から2026年9月7日（月曜日）まで

(5) 申請受付期間

申請書の受付期間は以下のとおりです。

提出は、郵送等（締切日必着）、持参もしくはオンライン申請によるものとします。提出された申請書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。オンライン申請での提出の場合は個別相談にて提出先をお伝えします。

2026年8月31日（月曜日）から2026年9月14日（月曜日）17時厳守

(6) 注意事項

ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。

イ 提出された申請書類は返却いたしません。ただし、申請書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。また、必要に応じて都産技研から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

ウ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者側の負担となります。

エ オンライン申請により、事業代表者の押印なく申請書を提出された場合、事業代表者もしくは研究開発責任者に連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

【郵送の場合】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-10

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 研究企画室 宛

簡易書留にて「社会課題解決プロジェクト事業 公募に係る申請書在中」と朱書きのこと。

※ 郵便事故による申請書類の未着や延着については、一切の責任を負いません。

【持参の場合】

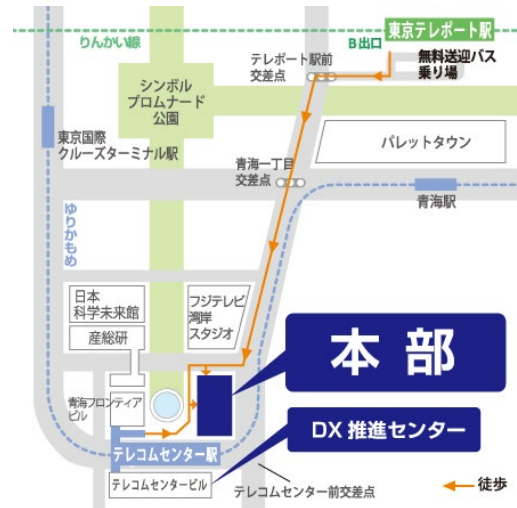
東京都江東区青海 2-4-10

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

本部 研究企画室

【オンライン申請の場合】

提出先は個別相談にてお伝えします。



7. 対象経費

委託費の対象となる経費は、本公募型共同研究にのみ利用されることが明確であり、必要性および金額の妥当性を経理検査によって確認できるものに限りします。具体的には以下の項目が対象となります。対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。採択後にはさらに細かな積算根拠とすべての科目（人件費・旅費除く）において見積書の提出をお願いすることになります。

都産技研が提示する経理の手引きに基づき、年2回対象経費の経理検査を実施します。帳簿書類、取得財産、その他について現地調査を行いますので、発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。

代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を持っていただきます。また、共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証憑書類をご準備いただきます。

委託費の対象期間内に契約支払が完了した経費が対象となりますので、ご注意ください。

経費区分		内容
機器設備費	機械装置費	当該研究開発の実施に必要な機械装置等の購入費。 【注意事項】 (1) 耐用年数1年以上かつ、税込10万円以上のものを対象とします。<u>生産設備（量産するための機器設備）の購入は認めません。</u> <u>また、本公募型共同研究以外への利用も認めません。</u> (2) 研究開発に必要であれば、汎用性設備も対象とします。ただし、リース等でも必要性を満たせる場合は、リース等の利用を優先していただきます。 (3) 10万円以上の製造委託等で最終的に物品が納品されるものについてもこちらに入ります。 (4) 研究実施上製造された機器設備等についても、原材料・部品の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となります。 (5) 税込50万円以上の固定資産は都産技研の所有財産となり、原則として研究終了後に都産技研に返却いただきます。
	保守・改造 修理費	研究開発するうえで必要な機器設備の保守・改造および修繕に係る費用です。専ら本公募型共同研究に使用する設備機器で、研究開発に不可欠な場合のみ計上を認めます。
	研究開発費	本公募型共同研究の実質に係わる研究開発者等の労務費です。 <u>※経理事務の手引きに記載のある労務費単価一覧表を適用します。</u>
事業費	補助員費	本公募型共同研究に従事するアルバイト、パート等の補助員の労務費です。
	備品・消耗品費	本公募型共同研究のうえで必要な備品、消耗品等の購入に必要な経費です。前記、機械装置費に該当しない、耐用年数1年未満または、税込10万円未満の物品を対象とします。 【注意事項】 複数の備品・消耗品を組み合わせる場合、その購入額の合計が税込10万円以上で使用可能期間が1年以上の場合は機械装置費となります。
	旅費・交通費	本公募型共同研究実施の際の打合せ、研究開発（実証実験を含む）時に必要とする交通費、宿泊費、日当等の費用です。 <u>（販促活動・市場調査での費用は認めません）</u>
	外注費	共同研究者以外の外部の事業者に対して、自社内で直接実施することのできない研究開発の一部を依頼する経費。 （例：加工・設計・分析・調査・事業倫理・実証実験等） ただし、他者に本公募型共同研究の本質となる研究開発、営業活動等を依頼することは原則認めません。その場合は、共同研究者が実施してください。また、外注が可能な内容は本公募型共同研究の実施に直接必要なものに限ります。

	知的財産権に係る経費	研究開発で発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。
	技術の使用に係る経費	研究開発において、他者の知的財産権等を利用する場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等および開発した製品のモニター調査や実証実験等に要する被験者への謝金に係る費用です。実施許諾料や技術指導料を計上する場合は、契約前に権利所有者（技術所有者）と実施料（技術指導料）の調整を行い、実施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが必要になります。
	保険料	実証実験の際の不意の事故に備えて加入する損害補償等の保険料です。
	その他経費	上記に該当しない借料（機器・設備類のリース料や実証実験会場の賃借料等）、運送費なども含まれます。 <u>（展示会の出展費用は認めません。）</u>

8. 審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行います。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接審査）を実施します。

（１）書類審査

２０２６年９月下旬～１０月中旬（予定）

審査員による書類審査を行います。申請書類の記載内容に基づき審査を実施します。

（２）面接審査

２０２６年１０月下旬～１１月上旬（予定）

審査員による面接審査を行います。申請書類の記載内容、申請者のプレゼンテーションの内容、プレゼンテーションに関する質疑応答の内容に基づき審査を実施します。

（３）審査項目

ア 開発技術の実現性

研究開発する技術や製品、システム等の優位性・独創性および実現性を評価します。優位性のある特許やノウハウ・技術を保有しているか、開発等の実績（製品、試作品等）を有しているか、研究の背景や目的が社会課題解決に関わっているか等を審査します。

イ 研究計画の妥当性

研究開発に向けた具体的かつ現実的な内容・スケジュール・体制となっているかを評価します。技術的課題が明確で、その解決方法が適切であるか、目標設定は妥当であるか安全、倫理、情報管理、法令面への対策が行われているか等を審査します。加えて、研究開発において想定している都産技研のシーズ活用について、実施の可能性を評価します。

ウ 製品化・事業化の可能性

研究開発する技術や製品、システム等の製品化・事業化に関して、市場分析を行って

いるか、販売計画（コスト、製造・販売体制等）を有しているか等进行评估します。

エ 事業者評価

公募事業実施に必要な事務作業能力（経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等準備を行える体制にあるか等）と財務能力（財務的基盤を備えているか等）を有しているかを審査します。

（４）審査結果及び決定

ア 審査結果は、代表申請者宛てに書面でお知らせします。

イ 審査の結果、不採択となる場合があります。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

ウ 採択した案件（代表申請者、研究テーマ名）は、都産技研のウェブサイト等で公開します。

9. 成果の報告

本公募型共同研究では研究成果の報告として、中間・終了評価を実施するとともに、報告書および開発された試作品等である最終成果物一式と図面・設計図書等も提出いただきます。

（１）中間評価（複数年型計画のテーマのみ）

研究期間内に、研究成果を報告いただき、中間評価を実施します。取り組みの実現性が低いと評価された場合、本公募型共同研究を中止することがあります。

（２）終了評価

研究期間内に、研究成果を報告いただき、終了評価を実施します。

（３）成果報告

成果報告書（評価結果も含めること）を提出していただきます。

（４）成果物

最終成果物（研究開発した試作品を含む）等を提出いただきます。なお、最終成果物等には提出前に、本公募型共同研究で開発したことを示す都産技研が指定するシールを貼っていただきます。

（５）成果の公開

本公募型共同研究の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、都産技研へ申請・承認を得ることで非公開とすることを認めます。

10. 知的財産権の取り扱いについて

(1) 研究成果の帰属

本公募型共同研究の実施により発生した特許権等の知的財産権は、その知的財産を発明した者に帰属します。

(2) 共同体内における知的財産権の取り扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

11. 留意事項

(1) 研究計画の変更

申請書に記載された研究計画の内容は、原則変更できません。やむを得ず計画変更を希望する場合は、都産技研の承認が必要です。

(2) 研究成果の普及

ア 代表申請者は、研究終了後も、研究成果に係る製品化・事業化の推進に努めるとともに、研究開発した製品や技術等について代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く普及させるよう努めていただきます。

イ 研究成果を展示会や学会等で発信する場合には、共同研究の成果が含まれていることを発信の主要部分に明示する必要があります。

(記載例)

「この成果は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター社会課題解決プロジェクト事業公募型共同研究の支援の結果得られたものです。」

ウ 都産技研を明示するにあたり、事前に名義使用の申請が必要です。申請の際は当該共同研究の都産技研担当者にご連絡ください。

エ 都産技研は研究成果を東京都および都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会の都産技研ブース等で利用いたします。展示会への出展の際には、原則として本公募型共同研究実施機関に展示資料の提供および説明員の帯同をしていただきます。

(3) 研究終了後の報告義務

研究終了後5年間、年度毎に研究成果に係る事業実績を提出していただきます。

(4) 秘密の取り扱い

本公募型共同研究への応募に際し、提出された書面、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報、審査の目的以外で利用することはありません。

(5) 経理関係書類の確認

ア 実績報告書確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。

見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳、領収書、購入品のカタログ

等。

イ 労務費の確認書類として、就業規則、賃金台帳、出勤簿、作業日報、雇用保険加入者証等が必要です。

(6) 経費の支払方法

ア 経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用します。

ウ 帳票上で整合性の取れない支払いについては経費対象となりません。

(7) 関係書類の保存

本公募型共同研究に係る関係書類及び帳簿類は本公募型共同研究の完了した年度の翌年度から起算して7年間、保存しなければなりません。

(8) 委託期間内の製品化と事業化

委託期間中における開発品の製品化、事業化は認められません。製品化、事業化に目途がたった場合は、都産技研の承認を経て事業を終了することができます。

(9) 公募事業実施期間中に他事業への応募

本公募型共同研究実施期間中に他事業への併願応募は原則認めません。

相談なく他事業へ応募をして採択がわかった場合は本公募型共同研究を中止することがあります。

12. 申請に関するお問い合わせ

(1) 個別相談の予約

本公募型共同研究の申請に際し、対面にて個別相談を必須としていますので、期間中に都産技研のウェブサイト内にて必ず予約をしてください。個別相談を受けられていない場合は申請ができませんのでご了承ください。

(2) お問い合わせ

本公募型共同研究の申請内容に関する質問等は、個別相談の期間内に限り都産技研ウェブサイト内にて受付をしています。提出された質問については、当該質問者にのみ回答をします。ただし、都産技研の判断により、質問および回答をウェブサイトに掲載する場合がございます。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じることはいたしませんのでご了承ください。